

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年5月31日
発信課	経済部 経済交流課
担当者	村上
連絡先	電話 0166-73-9850
	FAX 0166-63-7093
	E-mail keizaikoryu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	6月1日 ~ 8月31日
発表項目 (行事名)	「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の 申請受付開始について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>北海道知事からの緊急事態措置に伴う、旭川市内の飲食店等への休業又は営業時間の短縮等の要請に令和3年5月16日（遅くとも5月18日）から5月31日までの全ての期間、協力した事業者に対し「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」を給付します。6月1日より申請の受け付けを開始しますのでお知らせいたします。</p> <p>○ 制度名 緊急事態措置協力支援金（飲食店等）</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 緊急事態措置に伴う協力支援金（飲食店等・第一期）を申請される旭川市内の事業者の皆様へ
報道（取材）に当たってのお願い	申請方法については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送のみの受付としております。
備考	

## 緊急事態措置に伴う協力支援金(飲食店等・第一期) を申請される旭川市内の事業者の皆様へ

北海道知事からの、緊急事態措置に伴う旭川市内の飲食店等への休業や営業時間短縮等の要請に、令和3年5月16日(遅くとも5月18日)から5月31日までの全ての期間、協力した事業者に対し、支援金を給付します。

申請手続の詳細や申請書の記入方法等は、別紙「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)の申請について」をご確認ください。

※大規模施設等(ショッピングセンター、スポーツクラブ等)への協力支援金の申請先は北海道になります。

### 対象施設

旭川市内の次のいずれかの施設(詳細は、別紙をご確認ください。)

- (1) 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- (2) バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- (3) 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

### 給付額

1店舗1日当たりの売上高による支援金額に、要請に協力した日数を乗じた額(店舗ごとに算出)

※1日当たりの支援金額(基準額)

中小企業・個人事業者 4～10万円/日  
大企業 上限20万円/日

### 受付期間・申請方法

- 受付期間 **令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火)**(当日消印有効)
- 申請方法 **郵送**(感染症の拡大防止の観点からご協力ください。)

※申請書類等は、以下よりダウンロードすることができます。

旭川市公式ホームページ

URL: <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073212.html>

旭川市支援金HP



### 《お問合せ・郵送先》

〒070-8506(住所不要)

旭川市感染防止対策協力支援金事務局

電話 **011-330-8235(旭川市専用ダイヤル)**

※令和3年6月1日から7月31日まで開設

受付時間 **8時45分～17時15分**

※6月は土日も対応。7月1日以降は平日のみ

- 大規模施設等への協力支援金に係る連絡先(北海道専用ダイヤル)

011-350-7377(令和3年6月1日開設、8時45分～17時30分)